

平成28年第6回白石町議会臨時会会議録

会議月日 平成28年11月28日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
総務課長	本山隆也	企画財政課長	井崎直樹

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉岡正博
議事係長	中原賢一
議事係書記	峯茂子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

8番	片渕栄二郎	9番	久原久男
----	-------	----	------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）
日程第4 報告第10号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
日程第5 報告第11号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
日程第6 議案第65号 白石町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第7 議案第66号 白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第67号 白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第68号 平成28年度白石町一般会計補正予算（第5号）

9時30分 開会

○白武 悟議長

ただいまから平成28年第6回白石町議会臨時会を開催します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

地方自治法第121条の規定に基づき議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、片渕栄二郎議員、久原久男議員の両名を指名します。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は本日の1日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日の1日間に決定しました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、町長より議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。議案第65号から議案第68号までを一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。

本日、平成28年第6回白石町議会臨時会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例案件でございます。

議案第65号「白石町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、議案第66号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第67号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、以上の3件は本年の佐賀県人事委員会勧告等により、白石町職員及び特別職の給与等について改定をお願いするものでございます。

次に、予算案件でございます。

議案第68号「平成28年度白石町一般会計補正予算（第5号）」は、条例案件3件に関する予算の補正をお願いするものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明させます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○白武 悟議長

次に、内容説明を求めます。

○本山隆也総務課長

今回、臨時議会に御提案する議案のうち条例改正に関する議案3件について御説明いたします。

まず、議案第65号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、提案理由に掲げさせていただきましたとおり、平成28年10月11日付佐賀県人事委員会勧告に伴いまして白石町職員についての給与改定を行うため、白石町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。本町も県の勧告に沿いまして実施するもので、民間給与との格差を解消するためのものでございます。

内容について大まかに申し上げますと、まず月例給におきまして公務員給与が民間給与を237円、0.06%上回っていたことによる月額給与を引き下げるものでございます。

次に、期末勤勉手当につきましては、民間の支給割合のほうが上回っているために支給月数につきまして0.1月分の引き上げ、これまでの総額4.20月を4.30月とするものでございます。再任用職員につきましても、支給月数を0.05月引き上げるものでございます。また、扶養手当につきましては、配偶者に係る扶養手当をほかの扶養親族

の手当と同額まで引き下げまして減額し、子供に係る手当額を引き上げたものでございます。また、この月額給の改定につきましては、減額調整につきまして4月から11月までの8箇月分の支払った額を12月の期末手当で減額させていただくこととなります。

今回、ただいま申し上げました改正を3条に分けて改正いたしておるところでございます。第1条及び第3条が平成28年12月1日からの改正、第2条につきましては29年度からの改正とするところでございます。

それでは、新旧対照表の15分の1ページをごらんいただきたいと思います。

現行改正案、その一番上の段に掲げさせております第1条関係というふうに書いております。右のほうには施行の日、28年12月1日施行と書かさせていただいております。

まず、22条の勤勉手当関係でございます。掲げる額、それから定める額など文言の修正もさせていただいております。

第2項第1号、中ほど下になりますけれども、これまでの12月の支給率の100分の80、現行でございます100分の80が100分の90、0.1月分増となっております。

同じく(2)第2号では再任用職員でございます。その支給率が100分の37.5から100分の42.5というところで、再任用につきましては0.05月増となっております。

同じく15分の1ページから15分の2ページにかけての附則でございますけれども、55歳に達した特定職員の給与に関する特例措置につきましては、給料表の6級の55歳以上の職員につきましては現在本来の給料月額から1.5%の減額というところで支給しておりますけれども、この給料と同様に勤勉手当も1.5%の減額とするために勤勉手当の支給率に1.5%を乗じて減額した率、これまでの100分の1.2から100分の1.35多く減額する改定でございます。

同じく15分の2ページから15分の8ページ、この別表につきましては行政職給料表の改定でございます。行政職給料表の全号給におきまして一定率の0.05%を引き下げる内容となっております。

次に、15分の9ページをごらんください。

上段のほうに第2条関係と書いております。上の右のほうですけれども、新年度からの29年4月1日施行というふうに書かせていただいております。

15分の9ページから15分の11ページにかけての第7条及び第8条につきましては、扶養手当の改正でございます。内容といたしましては、手当をめぐる状況の変化等を踏まえまして、配偶者に係る手当額をほかの扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、一方で子供に係る扶養手当につきましては、子供に要する経費の実情や少子化対策が推進されることを考慮いたしまして、手当額の引き上げという内容となっております。

次に、15分の11ページから15分の12ページをごらんください。

第22条の勤勉手当ですが、年間の支給率0.1月増というふうになることで第1条のほうで12月の支給率を100分の90に改正しているものを、平成29年度からは6月と12月の支給率を同じ率とするために、100分の90から100分の85とするものでございます。また、再任用職員も同様に100分の42.5から100分の40とするものでございます。

同じく15分の12ページの下段の附則をごらんいただきたいと思います。

55歳に達した特定職員の給与に関する特例措置でございます。第12項につきましては、給料表の6級、55歳以上の職員は給料及び勤勉手当につきまして1.5%減となっていると第1条の説明の際にも申し上げましたけれども、この減額措置は平成29年3月31日までで終了するものでございまして、この14項につきましては1.5%の減額措置が終了するまでのこの間は給料と同様に勤勉手当も1.5%減額するために、勤勉手当の支給率に1.5%を乗じて得た率であるこれまでの100分の1.35から100分の1.275に改定するものでございます。

次に、3条関係でございますが、15分の13ページをごらんください。

附則第5条給料の切りかえに伴う経過措置でございますけれども、これにつきましては平成27年4月から実施されておりました給料制度の総合的見直しにおける現給保障の算定基礎額につきましても一定率の0.065%を引き下げる内容となっております。

以上が新旧対照表の説明でございます。

最後に、附則につきまして御説明いたします。

戻っていただきまして、議案書の9ページをごらんください。

下段の附則でございます。第1条ですが、この条例を平成28年12月1日から施行するものです。ただし、第2条及び附則の第3条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。この後の第2条は、平成28年12月に支給する期末手当に関する特例措置の関係でございます。本年の民間給与の格差に基づく給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため遡及改定を行いませんが、この調整につきましては本年12月の期末手当において行うこととし、具体的な調整方法といたしましては本年4月の給料表の改定率、0.065%のマイナスを乗じて得た額に、本年4月からの改定実施する日の属する月の前月まで、つまり4月から11月までの8月分、これに乗じて得た額、これに加えて本年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の額に給料表の改定率を乗じて得た額と合算しました額をもとに減額調整を行うものでございます。

次に、次のページ、10ページの中ほど第3条、少し下になりますけれども、でございますけれども、扶養手当の改定に伴う特例の関係でございます。今回配偶者に係る手当額をほかの扶養親族に係る手当額と同額の6,500円までに減額し、それによって生じます原資を用いまして子供に係る手当額をこれまでから1万円の引き上げの改定を行っております。配偶者に係る手当額の減額につきましては、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施をするために特例を設けるものでございます。

長くなっておりますけれども、以上で議案第65号の説明を終わります。

次に、議案第66号「白石町長の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

提案書に書いておりますとおりに、白石町職員の給与に関する条例の改定に伴います改定でございます。期末手当の支給率を0.1月増とするものでございます。

新旧対照表をごらんください。2分の1ページでございます。同じく1条関係と書かせていただいております。100分の165から100分の175へ改定するものでございます。

次のページ、第2条関係をごらんください。

上段右側、平成29年4月1日施行となっております。第2条関係、平成29年度からの支給率となります。6月の支給率100分の150から100分の155へ、それから12月の支給率100分の175から100分の170に改定いたしまして、年間の支給率を100分の315から100分の320、0.1月増とするものでございます。

戻っていただきまして、条例案の附則のところでございます。条例案附則の下段のほうをごらんください。

附則の第1項ですが、この条例を公布の日から施行するものです。ただし、2条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。その次の附則第2項は、第1条の規定は平成28年12月1日から適用するものでございます。

次に、議案第67号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましても、議案第66号の「白石町長の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例」と同様の改正をお願いするものでございまして、説明につきましては省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井崎直樹企画財政課長

おはようございます。

議案第68号「平成28年度白石町一般会計補正予算（第5号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページ目をお願いいたします。

既決の歳入歳出予算総額に871万8,000円を追加し、補正後の予算を130億9,165万1,000円とするものでございます。先ほど総務課長から説明がございました条例に基づく佐賀県人事院会勧告等により、白石町職員及び特別職の給与等について改定を行う人件費に係る補正予算でございます。

補正予算書の給与費明細書で御説明申し上げます。

補正予算書20ページをお願いいたします。

20ページ、給与費明細書でございます。20ページ、左上のほうに1特別職とございます。補正後が一番上段、左のほう区分でございます。その下が補正前、一番下が比較となっております。

この中で長等のところの欄の期末手当のところ、比較のところへいきますと△の7万円となっております。減となっております。これは教育長が2月に選任されたもので、6月の期末手当支給が在職期間が100%でなかったため減額数が出ております。今回長等の期末手当額が引き上がっておりますが、勧告分等調整した結果7万円の減となったものでございます。

同じく、比較の欄の期末手当の欄、議員の欄で54万3,000円ですが、12月10日支給の期末手当0.1の増による分がこの54万3,000円でございます。

22ページをお願いいたします。一番最終のページになります。

職員の増減の理由書でございます。給料におきまして21万円の減となります。内訳としまして給料表改定に伴う分、これが今回の人事院会勧告に伴う分でございます。

その他で2万4,000円の減となっております。職員手当で792万5,000円の増、これが制度改定人事院会勧告に伴う増でございます。

以上、補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

日程第4、5

○白武 悟議長

日程第4、報告第10号及び日程第5、報告第11号の「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」は、報告者が同じですので続けて報告を求めます。

○井崎直樹企画財政課長

報告第10号、報告第11号の「専決処分の報告」でございますが、どちらも公用車の損害賠償に関する専決処分でございます。

まず、報告第10号のほうから御説明を申し上げます。

報告第10号「専決処分の報告」、1枚めくっていただきますと専決処分書がございます。こちらをお願いいたします。

事故の概要ですが、下の段に書いておりますように、平成28年6月24日午後2時ごろ、用務のため役場駐車場に車を停車し、これは公用車をとめたということでございます、そしてドアを開けようとしたところ強風にあおられまして、隣にとめられていた駐車中の車の左ドアミラー、電動式でございます、このドアミラーを傷つけたために町が支払う額10万3,547円というのを専決処分したものでございます。とまっていた車でございますので、町が全面的に悪いということでございます。強風が吹いて思わぬ傷を与えたという御報告でございます。

報告第11号でございます。

報告第11号も1枚お開きいただければと思います。

事故の概要です。下段のほうに書いております。平成28年9月6日午後2時30分ごろ、町職員が運転する自動車は県道久間白石線から右折する際、これは元広域農道でございます、相手の車は佐農のほうから大町のほうに曲がられている、点滅信号がある交差点でございます。相手の車は、佐農から右折しようとして一旦停止をされておりましたが、こちらのほうは右折で、相手の車はとまったということで右折を開始しておりますが、右折完了する前に相手の車がこちらの車のほうに出てこられたということで追突したものでございます。なお、町が支払う損害賠償2万5,743円ですが、この事故の責任比率は20%の分でございます。どちらも走行中ということで、こちらも瑕疵があるということでの専決処分でございます。

いずれもこの2件とも町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決したものでございます。

以上、報告を終わります。

○白武 悟議長

報告第10号について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、報告第11号について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

議案審議に入ります。

議事進行は、質疑、討論、採決の順で行います。

日程第6

○白武 悟議長

日程第6、議案第65号「白石町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第65号「白石町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○白武 悟議長

日程第7、議案第66号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第66号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第 8

○白武 悟議長

日程第 8、議案第 67 号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 67 号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9

○白武 悟議長

日程第 9、議案第 68 号「平成 28 年度白石町一般会計補正予算（第 5 号）」について議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 68 号「平成 28 年度白石町一般会計補正予算（第 5 号）」について採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付された案件は終了しました。

これをもちまして平成 28 年第 6 回白石町議会臨時会を閉会します。

10時00分 閉会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年11月28日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 久 原 久 男

事 務 局 長 吉 岡 正 博